

監査公表第 651 号

平成 21 年度及び平成 20 年度に京都市包括外部監査人中村清之が実施した包括外部監査の結果を受けて講じた措置及び平成 19 年度に京都市包括外部監査人平岡彰信が実施した包括外部監査の結果を受けて講じた措置について、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項前段の規定により京都市長から通知がありましたので、同項後段の規定により、その内容を次のとおり公表します。

平成 22 年 12 月 28 日

京都市監査委員 富 喜久夫  
同 安 井 勉  
同 不 室 嘉 和  
同 出 口 康 雄

1 平成 21 年度包括外部監査（平成 22 年 3 月 30 日監査公表第 635 号）

（行財政局－1）

指 摘 事 項
<p>I 市有財産の活用状況 (V) 貸付財産（普通財産他） 3 監査の結果 1. 無償貸付物件の有償転貸</p> <p>自治会館用地として無償貸付けされている市有地が、大手英語塾の教室として継続的に有償転貸されている事例は、所管区役所が状況を把握のうえ使用申請を承認し、受理している。</p> <p>しかし、当該英語塾は、小規模ではあるが、全国チェーンの教室としてホームページや幟により広く生徒を募集し、受講料を徴収し営業している。</p> <p>このような営利企業への有償転貸は、市有財産・物品条例において規定している無償貸付要件に当たらないことは明らかである。よって、児童に対する英語教育自体は有意義なことなので、早急に有償貸付けに改めるか、営利企業に対する契約の見直しを行うべきである。</p>
講 じ た 措 置
<p>平成 21 年 11 月に包括外部監査人から指摘を受け、速やかに当該自治会に指導を行ったところ、平成 22 年 2 月末をもって、当該会館での教室は終了した。</p>

指 摘 事 項
I 市有財産の活用状況 (VII-2) 売却済財産 (普通財産) 3 監査の結果 (1) 随意契約による代替地の売却 1. 用地買収に関する交渉記録の保存期間については、京都市公文書管理規則等「1年」を適用したとのことであるが、一定金額 (例えば1億円) 以上の売買等の重要事項と考えられる案件の資料は、長期間保存するよう規則等の見直しを検討すべきである。

講 じ た 措 置
京都市、京都市土地開発公社及び京都市住宅供給公社において、不動産の取得に関し、事務の適正化及び円滑化を図り、事務事業を促進するために、用地取得課等の課長級の職員をもって構成している、京都市不動産取得連絡協議会において協議した。 道路事業等の事業期間は、おおむね20年以上を要しており、河川改修事業等においては60年を見込んでいる事業もある。そのため、用地交渉記録簿の保存期間を一律に設定した場合には、長期間事業の継続中に廃棄してしまう可能性があることから、全案件について事業完了後3年以上は保存することとした。 このことにより、用地交渉記録簿の保存については、長期間事業についても、当該事業継続期間中には必ず保存されることとした。 なお、上記の取扱いについては、平成22年8月に関係部署へ周知徹底を行った。

指 摘 事 項
Ⅲ 公有財産台帳の管理 2 公有財産台帳システムの改善 1. 市有財産の有効活用を図るためには、市有財産の情報を各局等单位ではなく、全市的に、直接、共有できるシステムが無ければ効果が上がらない。 このようなことが可能になるような「公有財産台帳システム」を構築すべきである。

講 じ た 措 置
平成 22 年 3 月に、公有財産情報を各局等单位ではなく全市的に共有できるよう、新公有財産管理システムを導入した。 当初は、検索及び閲覧に限定した運用であったが、平成 22 年 9 月には、公有財産の取得及び売却等を実施する所管課等による異動処理入力が可能となり、本格運用を開始した。

指 摘 事 項
Ⅳ 京都市土地開発公社 (Ⅳ) 決算書等の検証 1 決算書 (3) 監査の結果 1. 決算書に次の不備があった。 (2) 損失の表示 事業損益、経常損益及び当期純損益の表示において、損失が生じた場合には、事業損失、経常損失及び当期純損失と正しく表示すべきである。

講 じ た 措 置
平成 21 年度決算では損失が生じなかったが、今後、損失が生じた場合は、決算書において、事業損失、経常損失及び当期純損失と正しく表示するように通知を行った。

指 摘 事 項
<p>IV 京都市土地開発公社</p> <p>(IV) 決算書等の検証</p> <p>1 決算書</p> <p>(3) 監査の結果</p> <p>1. 決算書に次の不備があった。</p> <p>(4) 注記</p> <p>時価をもってB/S価額とした場合には、その資産がB/Sに計上されている間は、毎期、その旨及び当該評価換えを行った年月日、当該評価換え前の帳簿価額並びに評価損に関する会計処理の方法をB/Sに注記しなければならない。</p>
講 じ た 措 置
平成21年度決算書から注記していることを確認した。

指 摘 事 項
IV 京都市土地開発公社 (IV) 決算書等の検証 2 備品の管理 (3) 監査の結果 1. 備品の管理に次の不備があった。 (1) 備品台帳及び固定資産台帳の不備 備品の保全, 保有備品の現況の的確な把握・有効利用のため, 帳簿記録を整備し, 帳簿と備品現物の照合可能性を確保し, 毎年度末の照合確認実施を徹底すべきである。

講 じ た 措 置
廃棄済み備品の備品台帳からの削除等, 備品台帳及び固定資産台帳の整備及び備品現物に備品シールが貼られていることを確認した後, 照合確認を複数の職員で実施した。また, 今後は, 毎年度末の照合確認実施を徹底するように通知を行った。

指 摘 事 項
IV 京都市土地開発公社 (IV) 決算書等の検証 2 備品の管理 (3) 監査の結果 1. 備品の管理に次の不備があった。 (2) リース物品の管理 リース物品の保全管理を徹底するため、物品の内容、数量、所在等を記載した管理台帳を作成し、管理台帳と現物を定期的に照合する必要がある。また、現状では、リース物品の管理規程がないため、リース物品の管理規程を整備すべきである。

講 じ た 措 置
公社が使用しているリース物品（電話機と複写機）について、平成 22 年 9 月に複数職員で照合確認を行った後、平成 22 年 11 月に管理に関する規定及び管理台帳を作成した。また、今後は、毎年度末に照合確認を行うように指導を行った。

指 摘 事 項
IV 京都市土地開発公社 (IV) 決算書等の検証 2 備品の管理 (3) 監査の結果 1. 備品の管理に次の不備があった。 (3) 固定資産（工具，器具及び備品）の範囲 市開発公社経理規程を遵守し，固定資産の計上基準を 10 万円以上としなければならぬ。

講 じ た 措 置
今後は，市開発公社経理規程を遵守し，固定資産の計上基準を 10 万円以上とするように通知を行い，周知徹底するように指導を行った。

2 平成 20 年度包括外部監査（平成 21 年 3 月 30 日監査公表第 605 号）

（交通局－1）

指 摘 事 項
I 損益計算書（P/L） （II）営業費用 1 一般管理費 （3）報償費についての取扱い 1. 報償費を各団体で取得したのち、職員個人に金銭を支給したのであれば、所得税法上は給与所得又は雑所得となる。 報償費の支払いについて、使途基準を明確にし、各団体の金銭受領後の報告と管理台帳の整備及び交通局のチェック体制を確立するよう改善を要する。

講 じ た 措 置
報償費（無事故団体表彰）は、各所属に支給するものであり、職員個人に支給するものではない。 平成 22 年 4 月から、報償費の使途基準を定めるとともに、受領所属に対して、執行状況の報告及び管理簿の整備を義務付けた（各所属に通知済）。 執行状況の報告は職員課長に対して行うこととし、職員課長はその内容を確認し、必要に応じ所属長に対して領収書等の提出を求めることができるものとしている。



指 摘 事 項
II 貸借対照表 (B/S) (I) 資産 1 固定資産及び資産外備品 (3) 監査の結果 1. 烏丸線については、古いものが多く存在するので、管理に困難をきたすとも思われるが、現場で管理の徹底を図ると同時に、年に一度は財務課による直接管理も行うべきである。

講 じ た 措 置
<p>全所属に対し平成 21 年 7 月に財務課長から台帳の記載と現物との確認等を実施するよう通知文を発出し、固定資産及び資産外備品の適切な事務処理及び管理の徹底を図り、企画総務部、自動車部及び高速鉄道部からそれぞれ 1 所属を選択し、年に一度の財務課による実地調査を実施することとした。</p> <p>平成 21 年度については、平成 21 年 11 月及び平成 22 年 1 月に企画総務部総務課(天神川庁舎執務室)、自動車部営業課(天神川庁舎執務室及び九条営業所)及び高速鉄道部営業課(天神川庁舎執務室、京都駅及び四条駅)の資産について台帳と現物の確認を行った。</p> <p>平成 22 年度以降についても、引き続き実地調査を実施する。</p>

指 摘 事 項
II 貸借対照表 (B/S) (I) 資産 2 流動資産 (3) 貯蔵物品 1. 会計規程で定める物品の会計処理上、未販売のカード乗車券は正式な在庫として認識していない。しかしながら、平成 19 年度中のカード販売枚数 338 万枚と平成 19 年度末保有カード枚数 235 万枚に対する原価である乗車券費 1 億円のうち、期末保有分を貯蔵品として棚卸計上すべきである。

講 じ た 措 置
カード乗車券については、交通局で保管されている在庫分に加え、平成 21 年度決算から協力会預託分、地下鉄駅、自動車営業所を含んだすべての年度末在庫のカード乗車券について貯蔵品として計上した。

指 摘 事 項
<p>Ⅱ 貸借対照表</p> <p>(Ⅰ) 資産</p> <p>    2 流動資産</p> <p>        (4) 人件費仮払金の表示</p> <p>1. 残高の内容を確認せずに収納していたため、人件費仮払金の残高の間違いいにも気付かずに決算書に表示していた。他部署に派遣している局職員の人件費は、「人件費仮払金」ではなく、「未収金」として表示し、その内容をB/Sの脚注等に注記する。あるいは、結果として委託費に含めて局が負担するのであるから、局の人件費として処理し、(財) 振興公社が局に請求する委託費の算定から除外すべきである。(真実性の原則, 明瞭性の原則)</p>

講 じ た 措 置
<p>平成 20 年度決算は、債権が確定した段階で「人件費仮払金」から「未収金」に振替処理を行い、平成 21 年度決算では、当該未収金が残る場合は、B/Sの脚注等に注記する取扱いとした。なお、平成 21 年度決算では、結果的に派遣職員の人件費が未収金とならなかったため、B/Sの脚注への注記はなかった。</p>

指 摘 事 項
IX 外郭団体 (Ⅲ) 京都地下鉄整備 株式会社 3 監査の結果 (1) 特命随意契約について 1. 電気設備点検業務については、交通局から再委託先への直接契約に改めるべきである。その際、設置メーカー以外の他の業者でも点検業務を行うことが出来るのか否かをその都度確認し、契約の透明性を高めなければならない。

講 じ た 措 置
平成 22 年度から点検作業等の業務は、民間業者に直接契約することとし、設置メーカー以外の業者でも点検可能な部分については、競争入札により直接契約を行った。

3 平成19年度包括外部監査（平成20年3月28日監査公表第582号）

（上下水道局－1）

指 摘 事 項
Ⅲ 外部監査の結果 4 資産管理 (3) 固定資産の有効活用について ① 平成17年2月17日付けの未利用地等資産有効活用検討委員会の答申書に記載された物件については速やかに売却又は貸付の対応をすべきである。売却又は貸付が困難な土地であれば、公共的な活用の仕方も検討すべきである。

講 じ た 措 置
<p>未利用地等資産有効活用検討委員会の答申書（平成17年2月17日付け）に記載された物件12件のうち、平成21年度現在、売却4件及び貸付2件を処理済であり、1件は上下水道局で有効活用をしている。</p> <p>答申書に記載された未利用地のうち、未活用の物件については、同委員会を発展させた京都市上下水道局保有資産有効活用検討委員会（平成20年6月1日に設置）において、新たに検討すべき用地を含め、有効活用の手法、課題等を整理し、活用可能な用地と困難な用地とに分類を行ったうえで、活用可能な用地から売却や有償貸付などの活用を進めており、平成22年3月には、同委員会報告書として取りまとめた。</p> <p>公共的な活用策については、同委員会の部会で検討した結果、平成22年11月に行財政局に対して各局への照会を依頼するなど、京都市全体での有効活用に向けた検討も行っており、引き続き、資産の有効活用に向けた取組を進めていく。</p>

指 摘 事 項
Ⅲ 外部監査の結果 4 資産管理 (3) 固定資産の有効活用について ② 未利用地等資産有効活用検討委員会の活動を平成17年2月17日付けの答申書の提出だけで終わらせるのではなく、定期的に答申書を出し、前回のフォローと新たな調査を行うべきである。

講 じ た 措 置
未利用地等資産有効活用検討委員会の答申書（平成17年2月17日付け）の進行管理については、売却、貸付、有効活用と、随時、資産の有効活用に努めてきている。 平成20年度には、同委員会を発展させた京都市上下水道局保有資産有効活用検討委員会を新たに立ち上げ、委員会を1回、検討部会を6回開催し、答申書に記載された未利用地に、新たに検討すべき用地を加え、有効活用の手法、課題等を整理し、活用可能な用地と困難な用地とに分類を行ったうえで、平成21年3月、同委員会中間報告として取りまとめた。また、平成21年度には、委員会を3回、検討部会を3回開催し、同中間報告を踏まえ、有効活用可能な資産の売却、貸付に努めるとともに、課題整理が必要な資産の現状分析を行ったうえで、平成22年3月に同委員会報告書として取りまとめた。 引き続き、資産の有効活用に向けた取組を進め、取組内容の検証を行い、毎年度末にその結果を報告書として取りまとめていく。

指 摘 事 項
<p>Ⅲ 外部監査の結果</p> <p>7 水道事業の経営戦略について</p> <p>(1) 上下水道事業推進プラン</p> <p>少なくとも、目標の設定にあたっては、実施部署だけでなく実施部署とは別の組織がその実現可能性や費用対効果を批判的に検討すべきであり、目標設定の経緯や根拠を明確にして説明責任を果たせるようにすべきである。また、目標設定から進捗管理、評価、改善に至る PDCA サイクル全体としての妥当性を内部、外部を問わず第三者の立場から評価すべきである。</p>

講 じ た 措 置
<p>上下水道局では、事業を取り巻く様々な課題に対応するため、「上下水道事業推進プラン」の計画期間終了を1年前倒しし、新たな経営戦略として、平成20年度から29年度までを計画期間とする「京（みやこ）の水ビジョン」と、その前期5箇年の実施計画である「中期経営プラン」を平成19年12月に策定した。</p> <p>平成20年度から、このビジョン及びプランに基づく単年度の計画として「上下水道局事業推進方針」を位置付け、策定するとともに、目標設定にあたっては、実施部署とは異なる部署において、事業の進捗よく管理及び事業効果の点検・改善の視点から、実現可能性や費用対効果の点検を行っている。</p> <p>目標設定から事業の推進、評価、改善に至る PDCA サイクルの妥当性については、外部の第三者による点検・評価を実施することとし、平成21年7月に市民、民間有識者、学識経験者で構成する「上下水道事業経営評価審議委員会」を設置した。平成21年度は同委員会を3回開催し、制度の改善・充実に向けて、平成22年3月に「平成21年度上下水道事業経営評価制度等に関する意見」の提出を受け、公表した。平成22年度以降も、同委員会による点検・評価を継続して実施していく。</p>

指 摘 事 項
Ⅲ 外部監査の結果 8 財団法人京都市水道サービス協会 (2) 再委託業務 サービス協会はやむを得ず再委託しなければならない業務については市場競争原理を働かせるように競争入札方式により業者選定を行うべきである。

講 じ た 措 置
上下水道サービス協会における業務の再委託については、その解消に向け見直しを進めた結果、平成 20 年度には、受託業務に付随して不可避免的に発生する業務のみ（路面仮復旧、交通整理など）となった。また、やむを得ず再委託する業務については、市場競争原理を働かせるため、更なる競争性、透明性の確保に向け、平成 21 年 10 月に競争入札指名等委員会設置要綱を策定し、競争入札実施に向けた環境整備を行った。その結果、現場状況により緊急的に特殊な機材が必要となる場合を除き、平成 22 年度契約の手続において、競争入札方式により業者選定を行った。

(監査事務局)